

農業委員会だより

◎農地パトロールを実施しました

毎年8月は、県下一斉の農業委員会による「農地パトロール」実施月間です。養父市農業委員会は、8月29日に全委員による農地パトロールを実施しました。

今年度は、「市内耕作放棄地の全体調査」を重点課題とし、無断転用の解消とともに取り組みました。



▶農地をパトロールする農業委員

★農地パトロールの取りまとめ

実施後の結果取りまとめ会議において、耕作放棄農地の是正指導や無断・違反転用者への催告等の協議を行いました。



↑農地のフンポイント解説

※耕作放棄地とは…

農林水産省の区分で、「以前耕地であったもので、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に耕作する意思のない土地。また、多少手を加えれば耕地になる可能性があるもの」とされています。

農地パトロールでいう耕作放棄地は「現況が耕作放棄されている状態の農地」です。

◎農地の無断転用には 厳しい罰則が

許可を受けないで農地の転用をした場合は、農地法違反となり、農地の権利取得効力がなくなります。また、知事は工事の中止や原状回復を命じることができます。



◎無断転用した者には

- 3年以下の懲役または300万円以下の罰金（農地法92条）
- 知事の原状回復命令に違反した者は、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金（農地法93条）となっています。

★県内先進地研修を実施

農業委員会では、知識の習得と意見等の統一を図るため、7月18日に4カ所の施設等を訪問しました。

- ▼兵庫県森林動物研究センター
野生動物との共生と、農作物の被害防除方法等について指導を受けました。
- ▼北御油営農組合
集落営農組織の立ち上げと運営について学びました。
- ▼食品加工工場
工場の品質管理手法を学びました。
- ▼兵庫県北部農業技術センター
今年の水稲の成育状況等について試験ほ場にて説明を受けました。



【お問い合わせ】地区担当委員または農業委員会事務局
 ☎664-1450、養父市ホームページ (<http://www.city.yabu.hyogo.jp>)
 から「農業委員会」で検索してください